

障害者総合支援法 短期入所を利用される皆様へのご案内

① 保険給付の自己負担額（1日当たり）

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金（基本料金）	区分1 2	区分3	区分4	区分5	区分6
	<u>5059円</u>	<u>5792円</u>	<u>6443円</u>	<u>7797円</u>	<u>9182円</u>
2. うち、市町村等から給付される金額	<u>4553円</u>	<u>5212円</u>	<u>5798円</u>	<u>7017円</u>	<u>8263円</u>
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	<u>506円</u>	<u>580円</u>	<u>645円</u>	<u>780円</u>	<u>919円</u>
4. 食事に係る標準自己負担額	<u>1392円</u>				
5. 水光熱費に係る標準自己負担額	840円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	<u>2738円</u>	<u>2812円</u>	<u>2877円</u>	<u>3012円</u>	<u>3151円</u>

上記利用料加算内訳

（日額）短期利用加算：31円 栄養士配置加算：23円 送迎加算：190円

食事提供体制加算（低所得者対象）：49円 .

その他 介護職員処遇改善加算Ⅰ（総単位数×8.3%の1割分）及び、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（総単位数に2.7%を乗じた1割分）が必要になります。

個別の状況に応じて、上記とは異なる利用料となる場合があります。

短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 食費・光熱水費（全額自己負担）

1. 食費 日額標準自己負担額：1392円

（朝食：384円 昼食：504円 夕食：504円）

ただし、食事提供体制加算対象者（低所得者）に対しては、食材料費として700円/日 となります。

（朝食：200円 昼食：250円 夕食：250円）

2. 光熱水費：840円

③ その他諸費用（全額自己負担）

1. 理美容 1回当たり：1200円

2. 複写物 1枚につき：10円（介護サービス利用に関するもの以外の私的な利用時）

3. レクリエーションなど個人希望の材料費 材料代実費

4. その他日常生活上必要となる諸費用 実費